行政財産使用料徴収手続の不備

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 公衆衛生研究所 | 行政財産使用許可に係る使用料の徴収事務において、平成27年度分について使用開始の日前（平成26年度末）までに使用料を徴収していないものがあった。   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 使用目的 | 使用許可期間 | 年間使用料 | 納付日 | | 電柱 | 平成26年４月１日から  平成31年３月31日 | 2,600円 | 平成27年５月29日 | | 行政財産使用料の徴収について、今後は法令等に基づく適正な事務処理を行われたい。   |  | | --- | | 【行政財産使用料条例】  第４条　使用料は、使用開始の日前に全部を納付させなければならない。（以下　略） | | 平成27年11月13日に総務課担当者に対して監査結果の情報共有を行い、会計事務に係るルールの周知徹底及び事務を適正に行うよう指導を行った。また今後、担当者と決裁権者によるダブルチェックを徹底することを確認した。  今後は、会計事務の適正な事務執行に努める。 |

監査（検査）実施年月日（委員：平成28年１月13日、事務局：平成27年11月12日）